

# 就学援助制度のお知らせ

## 就学援助制度とは

米沢市では、経済的な理由により学用品などの就学費用にお困りの方に対し、安心して学習できるよう、ご家庭の事情に応じて次のような援助を行っています。

## 援助を受けられる方

米沢市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者と、次年度米沢市立小学校に入学予定の児童の保護者のうち、次の要件に該当することを教育委員会が認定した方。

- ◎要保護：生活保護を受けている方
- ◎準要保護：要保護(生活保護)に準ずる程度に困窮していると認められる方(\*)

### \*準要保護の認定基準

次のいずれかに該当し、学用品費等の就学費用に困っている方

- ① 生活扶助、教育扶助が一時停止中で、現在は何の保護も受けず生活困窮している方
- ② 市・県民税、国民健康保険税、事業税、国民年金の掛金等が生活状態により、非課税又は減免、徴収の猶予を受けている方(ただし、住宅新築による固定資産税の減額は除く)
- ③ 児童扶養手当の支給を受けている方(注、児童手当とは違います)
- ④ 低収入で生活困難な方

## 手続の方法について

生活保護を受けている方は、申請不要です。

準要保護の申請をする場合は、各学校にある「就学援助認定申請書」に必要事項を記載し、添付書類(\*)とともに各学校に提出してください。申請内容によっては、後日、民生委員児童委員が生活状況について聞き取りを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

その後、教育委員会で認定審査を行い、各学校を通して審査結果をお知らせいたします。

### \*申請時に必要な添付書類について

添付書類は全て直近の年度のものをご準備ください。

- ◎援助を希望する理由が、認定基準の①か④である場合
  - 世帯全員の「所得額課税額証明書」か「源泉徴収票の写し」
  - ・被扶養者(同居の誰かに扶養されている人)の分は省略可です。
  - ・住民票を分けていても(世帯分離)、同居している場合は同一世帯とみなします。
- ◎援助を希望する理由が、認定基準の②である場合
  - 「減免決定通知書の写し」か「徴収猶予決定通知書の写し」
- ◎援助を希望する理由が、認定基準の③である場合
  - 「児童扶養手当証書(有効期限及び市長印のある面)の写し」
  - ・証書交付後に転居した場合は、転居後の住所が記載されているもの

## 援助の内容(令和7年度版)

費目	対象	要保護		準要保護		備考
		小学校	中学校	小学校	中学校	
学用品費・ 通学用品費等	1年生	—	—	13,230円	25,040円	追加認定や途中で取消の場合、月割りで支給
	2～6年生	—	—	15,500円	27,310円	
新入学児童生徒 学用品費	1年生	—	—	57,060円		入学前もしくは4月1日認定者のみ
					63,000円	小6の3学期始業式時点での認定者に限る
体育実技用具費	該当者	—	—	(現物支給) スキー用具レンタル券		板・靴・金具・ストック
修学旅行費	該当学年	補助対象経費	上限60,910	補助対象経費	上限60,910	交通費・見学科・宿泊料他
通学費	該当者	—	—	(現物支給) 公共交通機関定期券		小4km、中6km以上 (冬季は小2km、中3km以上)
校外活動費(泊有)	該当学年	—	—	上限 3,690円	上限 6,210円	交通費・見学科
学校給食費	全学年	—	—	(現物給付)		学校に支給(上限あり)
医療費	該当者	—	—	(現物支給) 医療券		子育て医療証が発行されていない場合に限る 指定疾病に限る

- \* 要保護の支給費目は修学旅行費のみです。要保護の「—」の費目については、生活保護から支給されます。
- \* 学校給食費は、学校に直接支給します(ただし、上限を超えた場合は、学校給食費無償化事業で負担します。)
- \* 年度途中で認定又は取消となった場合は、認定期間に応じて上記の金額から減額となります。

## 援助費の支給

援助費(現物支給を除く)は、原則として認定者(保護者等)の口座に直接振込みます。

ただし、学校集金に未納があり、学校から教育委員会に依頼があった場合、援助費は認定者ではなく学校に支給し、学校集金に充当されます。学校集金の未納額より援助費が多かった場合は、学校から保護者等に差額が支給されます。

## 問い合わせ先

この制度についてのお問い合わせは、各小中学校にご相談ください。